

## 平成28年門真市教育委員会第7回定例会

開催日時 平成28年7月29日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第26号 門真市社会教育委員の委嘱について
- 日程第4 議案第27号 門真市立公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第5 議案第28号 平成29年度小学校使用教科用図書の採択について
- 日程第6 議案第29号 平成29年度小学校使用教科用拡大図書の採択について
- 日程第7 議案第30号 平成29年度中学校使用教科用図書の採択について
- 日程第8 議案第31号 平成29年度中学校使用教科用拡大図書の採択について

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

### 出席委員

|          |        |
|----------|--------|
| 教育長      | 三宅 奎介  |
| 教育長職務代理者 | 長澤 信之  |
| 委員       | 磯和 均   |
| 委員       | 桜井 智恵子 |
| 委員       | 土川 好子  |

### 事務局出席職員

|                          |        |
|--------------------------|--------|
| 教育次長                     | 森本 訓史  |
| 学校教育部長                   | 満永 誠一  |
| 学校教育部次長                  | 山口 勘治郎 |
| 学校教育部総括参事                | 成田 明子  |
| 学校教育部教育総務課長              | 西岡 慈敏  |
| 学校教育部学校教育課長              | 三村 泰久  |
| 学校教育部学校教育課参事             | 高山 拓也  |
| 学校教育部学校教育課参事<br>兼教育センター長 | 杉井 信夫  |
| 生涯学習部長                   | 柴田 昌彦  |

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 生涯学習部次長                | 岡 一十志 |
| 生涯学習部生涯学習課長            | 牧菌 友広 |
| 生涯学習部スポーツ振興課長          | 十河 大輔 |
| 生涯学習部図書館長              | 西中 敏美 |
| こども未来部長                | 河合 敏和 |
| こども未来部次長               | 南野 晃久 |
| こども未来部こども政策課長          | 山 敬史  |
| こども未来部子育て支援課長          | 三宅 聖子 |
| こども未来部<br>保育幼稚園課長補佐    | 西川 和志 |
| こども未来部<br>こども発達支援センター長 | 宮下 勝仁 |

三宅教育長 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

三宅教育長より 桜井 智恵子 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日1日と決定

日程第3 議案第26号 門真市社会教育委員の委嘱について  
説明者 牧菌生涯学習課長

議案書1ページから3ページをご覧ください。

本議案につきましては、現在の委員の任期満了に伴い、8名の委員のうち、引き続き5名を、新たに3名の委員を、社会教育法第15条第2項並びに門真市社会教育委員条例第2条及び第3条の規定に基づき委嘱するものでございます。

今回初めて委嘱いたしますのは、大阪国際大学准教授で、スポーツによる地域活性化について研究しておられる 船越達也氏、大阪府立門真西高等学校校長の中島彩子氏、門真市人権擁護委員で、

第五中学校区地域会議子育て・教育部会長もつとめておられる白土清治氏の3名です。

なお、任期は、28年8月1日から30年7月31日までとするものです。

[全委員異議なく、可決]

#### 日程第4

議案第27号 門真市立公民館運営審議会委員の委嘱について  
説明者 牧菌生涯学習課長

議案書4ページから6ページをご覧ください。

本議案につきましては、現在の委員の任期が満了したことに伴い7名の委員のうち、引き続き3名を、新たに4名の委員を、社会教育法第30条第1項並びに門真市立公民館運営審議会条例第2条及び第3条の規定に基づき委嘱するものでございます。

今回初めて委嘱いたしますのは、大阪樟蔭女子大学教授で、指定管理者候補者選定委員会委員長や門真市社会教育委員会議長の実績のある萩原雅也氏、社会保険労務士で同じく指定管理者候補者選定委員会副委員長の実績のある福田豊氏、門真市PTA協議会副会長で第二中学校PTA会長の片山仁氏、特定非営利活動法人門真はすねクラブマネージャで社会教育指導員の実績のある山田秀二氏の4名です。

なお、任期は、28年8月1日から30年7月31日までとするものです。

長澤教育長職務代理者： 家庭教育の向上に資する活動を行う者にあたる委員がなくなっていますが、社会教育法の改正なのか、人が見つからなかったのか、何か事情があったのですか。

牧菌生涯学習課長： 委員就任をお願いしていましたが、お引き受けいただけなかったこともあり、家庭教育の向上に資する活動を行う者の委員は不在になっています。

28年度から公民館、文化会館に指定管理者制度が導入されますので、今後の公民館運営審議会につきましては、指定管理者の管理運営についてモニタリングを実施しますので、公民館運営

審議会から意見をいただきまして、それをモニタリングに反映することを考えております。

長澤教育長職務代理者： サークル代表はそういう理由で委員にしないということは理解できますが、家庭教育の向上に資する活動を行う者というのは今回いませんが、制度としては残っているわけですね。

牧藪生涯学習課長： はい、残っています。条例が改正されたという訳ではありません。

長澤教育長職務代理者： 今回はたまたまいなかったということですね。

牧藪生涯学習課長： はい、そうです。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第5

議案第28号 平成29年度小学校使用教科用図書の採択について  
説明者 杉井学校教育課参事

議案書の7ページをご覧ください。

29年度に門真市立小学校において使用する教科用図書の採択につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令の定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」との規定に基づき採択を行うこととなります。

同一教科書を採択する期間につきましては、「義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条第1項の規定により、4年間と定められております。

小学校では、27年度より8ページに掲載しております一覧の教科用図書が使用されており、採択期間は30年度までとなっております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 6

議案第29号 平成29年度小学校使用教科用拡大図書の採択について

説明者 杉井学校教育課参事

議案書の 9 ページをご覧ください。

現在、門真小学校に、視覚に障がいがある児童が在籍しており、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」に基づき、教科書会社が発行している拡大教科書を使用しているところでございます。

29年度につきましても、この児童が学習するにあたり、拡大教科書の使用が必要であることから、平成29年度使用教科用図書として先ほど採択いただいた発行者が発行している拡大教科書を学校教育法附則第9条に規定する教科用図書として採択をお願いするものでございます。教科書種目一覧は10ページのとおりでございます。

長澤教育長職務代理者： 確認ですが、斜線が入っている教科は出版されていないという意味なのか、検定本で問題ないということなのか、いかがでしょうか。

杉井学校教育課参事： 斜線がはいっている教科につきましては、低学年や3年生の時点で教科書を配布して、それをそのまま継続して使用しております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 7

議案第30号 平成29年度中学校使用教科用図書の採択について

説明者 杉井学校教育課参事

議案書の 11 ページをご覧ください。

29年度に門真市立中学校において使用する教科用図書の採択につきましては、議案第28号と同様に、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条、及び「義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条第1項の規定に基

づき、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書の採択を行うこととなります。

中学校では、28年度より12ページに掲載しております一覧の教科用図書が使用されており、採択期間は、31年度までの4年間となっております。

[全委員異議なく、可決]

日程第8

議案第31号 平成29年度中学校使用教科用拡大図書の採択について

説明者 杉井学校教育課参事

議案書の13ページをご覧ください。

現在、第四中学校で視覚に障がいがあり、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」に基づき、教科書会社が発行している拡大教科書を使用している生徒が在籍しております。また、同様に拡大教科書を使用している小学校6年生の児童が門真小学校に在籍しており、29年度につきましては、この児童が第三中学校において学習するにあたり、拡大教科書の使用が必要であることから、平成29年度使用教科用図書として先ほど採択いただいた発行者が発行している拡大教科書を学校教育法附則第9条に規定する教科用図書として採択をお願いするものでございます。教科書種目一覧は14ページのとおりでございます。

[全委員異議なく、可決]

三宅教育長

閉会宣言 午後2時22分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長    三宅 奎介

署名委員    桜井 智恵子